

平成16年度芦屋市各会計決算の審査

閉会中に決算特別委員会で集中審査 12月議会で委員長報告を行い議決へ



決算特別委員会風景

第三回定例会最終日の九月二十七日（火）に、市長から平成十六年度の各会計決算の認定議案が提出されました。決算議案が最終日に提案されるのは、予算編成時期までに審査を行い、審査の中で出た委員からの意見等を新年度予算に反映するためです。決算議案は、九人の委員で構成する決算特別委員会を設置し付託するとともに、閉会中の継続審査としました。決算特別委員会の正副委員長及び委員の構成は右表のとおりです。また、同日の定例会閉会后

決算特別委員会

委員長
幣原 みや

副委員長
田原 俊彦

委員
重山 啓二郎
木野 村口 みさえ
寺来 前田 尊文
小川 芳一
松木 義昭

に開いた委員会で、収入役から平成十六年度の決算概要の説明を受けました。委員からは、決算審査に必要な資料を請求しました。委員会は、決算内容を精査するための期間を経て、十月十二日（水）から十四日（金）までの三日間精力的に審査を行いました。十四日には討論を行い、賛否両方の意見がありました。採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定しました。審査結果については、十二月定例会初日に委員長が報告を行い、討論を経て議決する運びです。

企業会計（病院・水道）決算を認定

平成十六年度の病院と水道事業の決算議案は、民生文教常任委員会と建設常任委員会で審査を行い、二十七日（火）の本会議で認定しました。両会計とも、平成十六年度は、単年度赤字になったというのですが、審査の中で出た意見等を中心にお知らせします。

- ・ 水道料金はしっかりと徴収を、停水にあたってはきめ細かな対応を
- ・ 水道料金の値上げは避けるべき
- ・ 定期的に料金値上げをしないと後の市民負担が大きくなる
- ・ 老朽管の更新が必要だ

人事案件

今定例会で同意した人事案件は次のとおりです。（敬称略）
▽教育委員会委員（任期・四年）
麻木 邦子（あさぎ くにこ）
▽公光町八番二五―一〇
一 阪神水道企業団への空払い

付議事件の審議結果

議案番号欄「議提」とあるのは、議員提出議案。

議案番号	件名	結果
報4	17年度一般会計補正予算(第2号)	承認(9/27)
50	手数料条例の一部改正	可決(9/27)
51	市立公民館設置条例の一部改正	可決(9/27)
52	市立体育館・青少年センターの設置管理条例の一部改正	可決(9/27)
53	谷崎潤一郎記念館条例の一部改正	可決(9/27)
54	市立美術館条例の一部改正	可決(9/27)
55	市立休日応急診療所条例の一部改正	可決(9/27)
56	市立あしや温泉の設置管理条例の一部改正	可決(9/27)
57	市営住宅の設置管理条例の一部改正	可決(9/27)
58	改良住宅の設置管理条例の一部改正	可決(9/27)
59	震災復興従前居住者用住宅の設置管理条例の一部改正	可決(9/27)
60	市民会館条例の一部改正	可決(9/27)
61	市立福祉会館の設置管理条例の一部改正	可決(9/27)
62	市立老人福祉会館の設置管理条例の一部改正	可決(9/27)
63	老人憩の家の設置管理条例の一部改正	可決(9/27)
64	市立デイサービスセンターの設置管理条例の一部改正	可決(9/27)
65	都市公園条例の一部改正	可決(9/27)
66	地区計画区域内の建築物の制限に関する条例の一部改正	可決(9/27)
67	自転車駐車場の設置管理条例の一部改正	可決(9/27)
68	火災予防条例の一部改正	可決(9/27)
69	17年度一般会計補正予算(第3号)	可決(9/27)
70	17年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	可決(9/27)
71	17年度介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	可決(9/27)
72	芦屋下水処理場電気設備改築工事請負契約の締結	可決(9/27)
73	市道路線の認定	可決(9/27)
74	16年度芦屋市病院事業会計決算の認定	認定(9/27)
75	16年度芦屋市水道事業会計決算の認定	認定(9/27)
76	教育委員会委員の任命	同意(9/27)
77	平成16年度芦屋市各会計決算の認定	継続審査(9/27)
議提33	イラクからの自衛隊のすみやかな撤退を求める意見書	否決(9/27)
議提34	自治体病院の医師確保対策を求める意見書	可決(9/27)
請願29	松ノ内町の集合住宅建設計画に関する請願書	採択(9/27)
請願30	市立芦屋病院看護助手民間委託反対に関する請願書	不採択(9/27)

陳情の委員会審査結果

委員会審査の結果、採択・不採択の結論を得たものを掲載しています。

陳情番号	件名	審査を行った委員会	結果
11	美観地区条例違反の塀に関する陳情書	建設常任委員会	採択(9/7)

可決した意見書

自治体病院の医師確保対策を求める意見書

少子、高齢社会を迎え、地域住民の安全で安心な生活を送る上において、地域における医療環境の整備・充実が極めて重要な課題となっている。

こうした中において、自治体病院は地域医療の中核として、高度医療、特殊医療、小児医療、夜間救急、輪番制二次救急医療等多くの採算部門を担いつつ、医療提供体制の確保と医療水準の向上に努めているところである。

しかしながら、昨年4月から実施されている新たな医師臨床研修制度の必修化に伴う大学による医師の引き揚げや、医師の地域偏在、診療科偏在等により、地域医療を担う医師の不足が深刻化している。

特に、小児科や産婦人科については、過酷な勤務条件、医療訴訟の多さなどの要因により医師希望者が減少しており、医師の確保が極めて困難な状況にある。そのため、各地で診療の縮小・休止や廃止に追い込まれる病院が相次いでいる。

このような医師不足は、全国的な問題となっており、各自治体は、医師確保に向けて、懸命の努力を続けているが、大変困難な状況にあり、地域医療の確保・継続が危ぶまれている。

よって、国におかれては、都道府県、大学、学会、医師会等との連携のもと、早急に抜本的な医師確保対策を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

芦屋市議会